

佐賀バルーナーズ・バスケットボールアカデミー規約

第1条【名称】

当スクールは名称を「佐賀バルーナーズアカデミー・バスケットボールスクール」（以下、スクール）とする。

また事務局を佐賀県佐賀市白山 2 丁目 3-16 2F に置き、株式会社 佐賀バルーナーズが管理運営を行う。

第2条【目的】

株式会社 佐賀バルーナーズの基本理念である「スポーツの力で地域社会を元気に そして笑顔に」の具現化の一つとして、ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（B リーグ）の理念に基づき、地域の青少年の健全な心身の育成を図り、生涯に渡りスポーツを愛する選手、指導者、ファンの育成を目的とする。

第3条【活動】

1. スクールは、各地域にスクールを展開し、各市町名を使用した市町内で活動するものとする。
2. スクールは練習の他に、交流試合、ホームゲームイベント等の活動を行う。

第4条【定員】

スクールは、エンジョイクラス 20 名、チャレンジクラス 25 名、アドバンスクラス 25 名の定員を設ける事とする

第5条【入会】

入会は、本人及び保護者が当スクールの趣旨と目的を理解し賛同した者で、定員内である場合について入会できる。但し、募集定員を超過した時点での入会希望者については入会待ち（キャンセル待ち）となり、定員数に空きができた場合に入会できる。

また、スクール入会者にはリバーシブルシャツが入会特典としてついてくるものとする。

第6条【休会】

休会の場合は、所定のフォームにて、休会希望月の前月の 15 日までに必要事項を記入の上、事務局へ提出しなければならない。15 日以降に休会フォームを提出した場合、翌月分の会費の返金を行わないものとする。

第7条【退会】

退会の場合は、所定のフォームにて、退会希望月の前月の 15 日までに必要事項を記入の上、事務局へ提出しなければならない。15 日以降に退会フォームを提出した場合、翌月分の会費の返金を行わないものとする。

第8条【登録】

当スクールでは、日本バスケットボール協会への選手登録は行わないものとし、公式戦への出場は行わない。

第9条【変更】

スクール生は、住所、電話番号、メールアドレス等、事務局へ届け出ている登録事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を事務局へ届けなければならない。

第 10 条【会費等】

スクール生は、下記に掛かる費用を当スクールに納入しなければならない。

- 1.入会金 11,000 円（税込）入会時に支払うものとする（兄弟入会もしくは在籍の場合は半額）。
- 2.スポーツ保険 800 円（税込）を入会時及び新年度更新時に支払うものとする。
- 3.教材費 6,600 円（税込）を入会時に支払うものとする。
- 4.月会費については、当月分を GMO レンシュを通じて請求し、所定の方法にてお支払いいただくものとする。
- 5.入会金、スポーツ保険費用、入会月会費、教材費は、GMO レンシュを通じて請求とする。
所定の決済方法により支払うものとする。
- 6.会費の納入方法は、GMO レンシュを通じた決済によるものとする。
ご利用には、GMO レンシュ上での所定の登録手続きが必要。
- 7.月の途中から入会する場合は 3 週目から入会でき(入会できるのは月の 1 週目入会か 3 週目入会の 2 択)、入会月の月会費は、各クラスの設定料金の半額を支払うものとする。
- 8.体育館での現金での取扱いは行わないものとする。
- 9.会費を滞納した場合、以下の通りとする。
(1) 2 ヶ月分までの滞納…事務局より詳細が届き次第、毎月 10 日までに振込にて支払うものとする。
(2) 3 ヶ月分の滞納…退会処分とする。但し、滞納した会費については一括して支払うものとする。

第 11 条【保険】

スクール生は、スクールに加入と同時に公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入する。保険加入の手続きは、スクールが行い、怪我及び事故等の場合の補償、責任は、保険会社の約定通りとする。

尚、公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険費用については、入会時に支払う事とする。

第 12 条【保険請求の手続き】

4 日以上入院、通院となった場合は、事故発生後速やかに担当コーチもしくは事務局まで連絡し手続きをすること。

第 13 条【免責】

スクールの諸規定やチーム関係者の指示に従えない事によって生じた事故、盗難等については、スクールでは一切の責任を負わないものとする。

第 14 条【負傷等の処置】

スクール活動中の負傷については、スクールが応急処置を行うが、その後の処置については保護者が責任を負うものとする。

第 15 条【健康管理】

スクール生の健康管理については、本人と保護者が責任を持って管理するものとする。

第 16 条【除名】

スクールは、本規約に違反する、佐賀ブルーナースの名譽を損なう等、スクールの一員として相応しくないと判断した者に対して除名する事ができる。

第 17 条【練習中止】

- 1.天候不良、体育館の状態不良による練習中止は各クラス練習開始 60 分前に最終決定する。

2.天候状況により、練習中止の連絡を練習会場にて行う場合もある。

3.練習中止等における連絡は、事務局が指定した下記の連絡方法にて行う事とする。

佐賀バルーンズホームページ・GMO レンシュにて告知

第 18 条【練習振替】

振替を希望する場合は、担当コーチへ事前に相談し、あわせて所定のフォームへ回答するものとする。

ただし、参加人数および体育館の使用状況により、振替を認めない場合がある。

振替は、事前に連絡のうえ実施するものとする。

※36 回に達している場合、中止の振替は行わない。

第 19 条【地域クラブとの関わり】

1.スクールへの入会希望者が、地域のクラブ（スポーツ少年団、少年サッカークラブ、部活動等）で登録を行っている場合においても、スクールへの入会を認める。

2.スクール生が地域のクラブ（スポーツ少年団、ミニバス、部活動）において、練習、練習試合、公式戦等の活動を行う事を何ら制限しない。

第 20 条【個人情報の取り扱い】

当社は、スクール生の個人情報を、関係法令及び当社が定める「個人情報方針」に従って取り扱うものとし、スクール生はこれを承諾するものとする。

第 21 条【個人情報利用】

当社は、取得したスクール生の個人情報を以下の目的で使用する。

- ・スクール生向けチケット販売、グッズ販売
- ・スクール生向け特典（サービス・商品）の案内、提供
- ・当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- ・各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- ・お問い合わせ、依頼等への対応

※当スクール並びに当社の活動を広報するため、スクール生の練習風景等の写真を使用することがある。

第 22 条【器物破損】

会員が本施設内で故意に器物を破損した場合の修復は、会員の責任と負担になります。

第 23 条【付則】

事務局は、必要に応じて本規約を改正する事ができる。また、本規約の定めのない事項について細目を定める事ができる。

第 24 条【施行】

本規約は、令和 2 年 7 月 23 日より施行する。

令和 7 年 6 月 1 日一部改正。